

---

## 第 1 章

### 計画策定にあたって

---

- 
- 1 計画策定の趣旨
  - 2 計画の位置付け・関連計画との関係
  - 3 計画の期間
-



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

少子高齢化や人口減少、それに伴う核家族化の進展、地域住民のつながりの希薄化はますます加速するとともに、価値観の多様化、格差の拡大などにより、社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

そのような状況の中で、ひきこもり、ダブルケアや8050問題、また、就職氷河期世代の就職困難者など雇用を通じた生活保障の低下により、様々な社会問題が顕在化しています。これらの多様で複雑化した課題は行政だけで対応することは難しくなっており、多様性のある人々が地域で助けあい、支えあい、共に生きる福祉コミュニティの重要性が問われています。

地域福祉とは、制度による公的なサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら、共に支えあい、生きがいと思いやりのある地域社会を実現しようとするものです。

誰もが住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていけるような地域づくりは、行政の取組はもとより、市民一人ひとりの積極的な福祉活動への参加や住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助）、介護保険などの制度（共助）、公的なサービス（公助）の連携によって市民主体の地域福祉活動を展開し、取り組むことが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、地域での活動が制限され、顔の見えるつながりが薄れており、収束後の新たな日常に対応した地域福祉活動、生活支援のための取組も重要です。

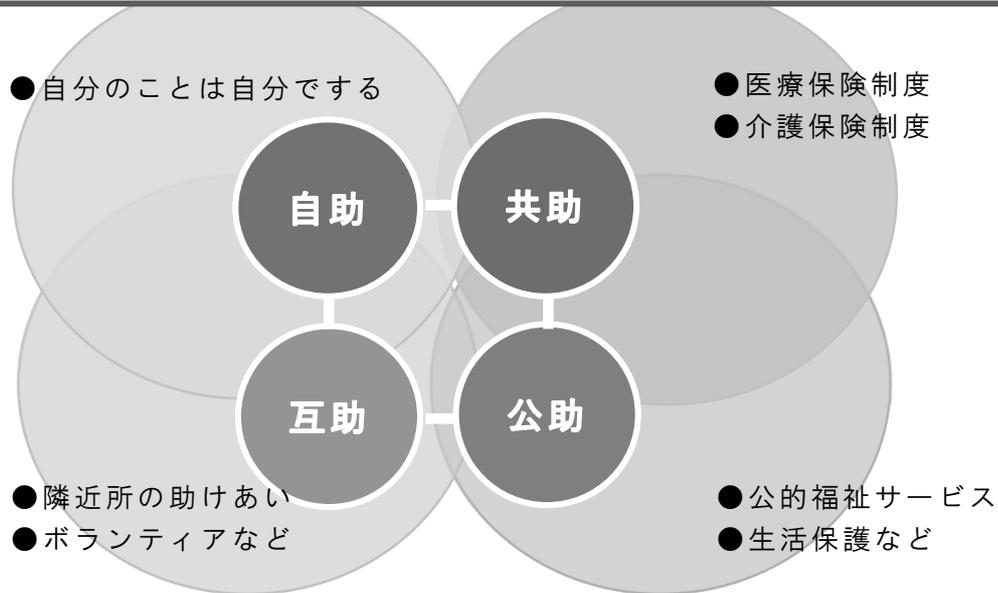
本計画は、社会環境の変化や法改正等の動向を踏まえ、地域社会における新たな課題に対応していくための計画として改定します。

---

ダブルケア・・・子育てと介護が同時期に発生する状態のことで、近年の晩婚化・出産年齢の高齢化を背景に、仕事と子育て、仕事と介護の両立だけでなく、子育て・介護・仕事の両立に直面する世帯が増加すると予測されている。

8050問題・・・8050とは、「80代の親と50代の子」という意味で、高齢の親と働いていない独身の中年の子とが同居している世帯をさす。ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護などで支援につながらないまま孤立、困窮してしまうことが大きな問題となっている。

## 地域福祉の推進の4つの連携（自助・互助・共助・公助）



## 2 計画の位置付け・関連計画との関係

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定にもとづく市町村地域福祉計画として、福祉分野の上位計画に位置付けられており、地域福祉推進のための理念や基本的な方向を明らかにし、福祉に関連する各種の具体的な施策や事業等を示しています。本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

（市町村地域福祉計画）《社会福祉法における位置付け（抜粋）》

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

高齢者、障がい者、子どもなどの各分野における具体的な取組については、それぞれの施策、目標を掲げて計画を策定し、取組を推進します。

なお、苫小牧市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画とは車の両輪の関係にあり、相互に補完・補強しあうことにより地域福祉のさらなる推進を目指していきます。

また、社会福祉法（平成 30（2018）年 4 月 1 日施行）の改正により、地域住民、福祉関係者による地域生活課題の把握、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す理念が明記され、この理念のために包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

## 改定 1 包括的な支援体制の整備

福祉サービスについては、分野ごとに整備されていますが、近年 8050 問題やダブルケアなど複合的な課題を抱え、誰にも相談できずに孤立し、一つの支援機関だけでは解決困難な事例が顕在化しています。また、ひきこもりなど、表面化せずに課題を抱えたままになっているケースもあります。

こうしたことから、地域住民の相談を包括的に受け止め、関係機関と連携し、支援につなげていく環境づくりが求められています。

### 【第 3 期計画における施策検討のポイント】

#### ○包括的支援の体制づくり

介護分野の「地域ケア推進会議」、障がい分野の「地域自立支援協議会」、子ども分野の「要保護児童対策地域協議会」、生活困窮分野の「生活困窮者自立支援ネットワーク会議」等を活用しながら、包括的支援体制づくりを推進する

## 改定 2 地域丸ごとのつながりの強化

地域は、住民同士が日々の変化に気づき、寄り添いながら支えあうことができます。また、地域は、高齢者、障がい者、子どもといった世代や背景が異なる人々が集い、参加できる場、社会経済活動の基盤であり、多様な社会資源が存在しています。

昨今、社会経済の担い手の減少を背景に、耕作放棄地の再生や森林などの環境保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、様々な課題が顕在化しています。しかし、これらは同時に、高齢者や障がい者、生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源でもあります。地域において、社会保障などの分野を超えて、人と資源がつながることで、様々な可能性を拓くことができます。

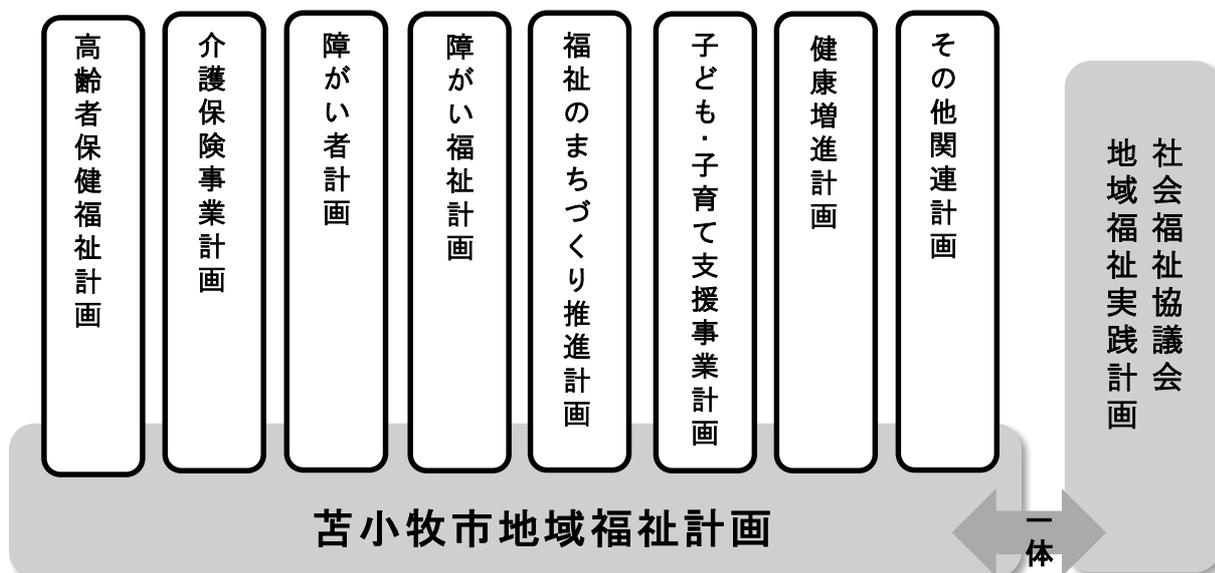
このように、地域に「循環」を生み出していくことにより、高齢化や人口減少といった社会変化を乗り越え、福祉と経済の双方を支えていくことが求められています。

**【第3期計画における施策検討のポイント】**

○地域における人と資源の循環

福祉分野、雇用分野の既存事業において、農福連携、空き家や空き店舗などの活用による就労・社会参加や健康づくりの推進

**地域福祉計画の位置付け及び関連計画との関係**



計画名	法令上の名称	根拠規定
苦小牧市高齢者保健福祉計画	老人福祉計画	老人福祉法
苦小牧市介護保険事業計画	介護保険事業計画	介護保険法
苦小牧市障がい者計画	障害者計画	障害者基本法
苦小牧市障がい福祉計画	障害福祉計画	障害者総合支援法
苦小牧市福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり条例
苦小牧市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
苦小牧市健康増進計画	健康増進計画	健康増進法

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。なお、計画期間の中間年にあたる令和5（2023）年度で、一部見直します。

平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
総合計画 第6次基本計画					総合計画 第7次基本計画				
			第3期地域福祉計画						
			高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画			
			第6期障がい 福祉計画			第7期障がい 福祉計画			
第2期福祉のまちづくり 推進計画									
		第2期子ども・子育て支援事業計画							
健康増進計画 「健やか とまこまい step2」					健康増進計画				
自殺対策推進計画					自殺対策推進計画				

